

年金額を増やしませんか? ▲▲▲

国民年金付加年金制度

国民年金の定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、将来、受給する年金額を増やすことができます。付加保険料の納付を希望する人は手続きが必要です。

納めることのできる人／●国民年金第1号被保険者 ●任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)

付加保険料の額／月額400円
 受給する付加年金額／200円

×付加保険料納付月数

※20年間付加保険料を納めた場合、1年間で受け取る年金額は、48,000円(200円×240月)になります。

受給期間2年で、納めた付加保険料と同額になります。

申し込み方法／年金手帳と印鑑を持参し、保険年金課で申請してください。

〔注意事項〕

●付加保険料の納付は、加入申し込みをした月分からとなります。

●付加保険料は、当該月の翌月

付加保険料は、当該月の翌月

付加年金の受取額の計算式(例)

付加保険料を20年間納めると
○付加保険料の納付総額 400円×240月(20年) = 96,000円
付加年金を3年間受け取ると
○1年間で受け取る付加年金額 200円×240月(20年) = 48,000円 ↓
○3年間で受け取る付加年金額 48,000円×3年 = 144,000円

申し込み・問い合わせ先
 保険年金課高齢者医療年金班
 ☎62-5332

末(納期限)までに必ず納めてください。
 ●国民年金基金に加入中の人は、付加保険料を納めることができません。

心掛けよう

空き地の適正な管理

私有地の草木が生い茂り、近隣の住民から除草などについての苦情が数多く寄せられています。私有地は所有者の責任で管理しましょう。

除草などの管理を

土地の所有者や管理者は近隣に迷惑が掛からないよう、除草や枝切り、刈り取り後の草木の処分などを定期的に行いましょう。

土地を管理しないと

- 伸びた草や枝木が隣地に入り種子が飛ぶと、近隣に迷惑を掛けてしまいます。
- 枯れた草や木をそのままにしておくと、火災の危険があります。
- ごみの不法投棄場所にされてしまうことがあります。
- 害虫などが発生し、近隣に迷惑を掛けてしまいます。
- 道路の見通しが悪くなり、交通の妨げになるなど大変危険です。



問い合わせ先

環境課環境政策班(☎62-5328)

災害に備え知識と技術を身に付ける

一日赤十字が開催

万が一の災害発生時に備え、避難所などでの炊き出し訓練や応急手当、事故防止に必要な知識などを普及する一日赤十字が開催されます。いざというときに備え、災害時に役立つ知識や技術を身に付けてみませんか。

日時／9月5日(木) 午前10時～午後3時

場所／いいおかユートピアセンター

内容／赤十字についての講義、炊き出し訓練、非常食の試食、三角巾の使い方、AEDの使い方など



AEDの使い方を学ぶ参加者

申し込み・問い合わせ先

旭市赤十字奉仕団事務局(☎62-5317・社会福祉課社会班内)